

協定事項

第一條 工場委員制度ニ就テハ本月五日發表ノ當所規定ヲ承認ノ事

但シ當所規定ノ草案ハ當所ニ於テ至急作成シ工場側選出ノ協定委員ト協議ノ上決定ス

第二條 工場ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ノ手當ニ就テハ本月五日發表ノ當所規定ノ基礎トシテ今一應

審議ノ事

右決定前解者ヲ生セル場合ハ左ノ手當ヲ支給ス

六ヶ月未満ノ勤続者ニハ日給貳拾壹日分

(口)(イ) 六ヶ月以上壹ヶ年未満勤続者ニハ日給四拾五日分

(二)(ハ) 滿壹ヶ年ヲ超ユル期間壹ヶ月ニ付日給貳日分ヲ加算ス

第三條 満二ヶ年ヲ超ユル期間壹ヶ月ニ付日給參日分ヲ加算ス歸國手當ハ支給ゼズ

第四條 自發的退職ノ場合ノ退職手當ニ就テハ本月五日發表ノ當所規定ヲ承認ノ事

皆勤賞與ニ就テハ八時間制ニシテ日曜休日ノ現制ニテハ其必要ナキモノトス

第五條 下級者ニ對シテハ調査ノ上昇給スル事

第六條 六ヶ月以上ノ勤續者ニ對シテハ年一回以上ノ昇給ヲ行フ事

第七條 賞與ニ就テハ一年以上勤續者ニハ一般ニ普及セシムル方針ニテ調査ノ上現制改訂スル事

第八條 工場ノ都合臨時休業之場合

(口)(イ) 作業中動力停止ニヨリ休業ノ場合 午前中ハ日給半額午後ハ日給ノ全額ヲ支給ノ事

天災地變若クハ工場主側ニ吉凶アリテ臨時休業ノ場合ハ當所ニ於テ臨機ノ處置ヲ採ル事
事務員ノミノ運動會ノタメ臨時休業スル事ハ事實上ナキヲ以テ協定ノ必要ナシト認ム